

遺留分について考えよう その①

～遺留分の基本的なルール～

遺留分とは

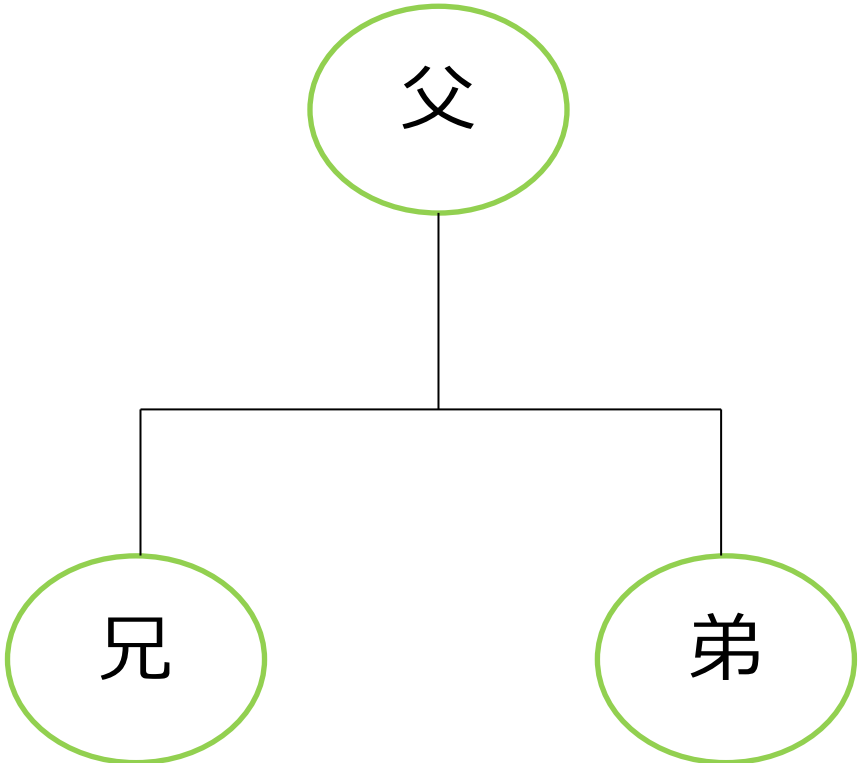
一定範囲の相続人に対して民法上認められる 「最低限の遺産取得割合」のこと

- 遺留分という言葉は知っているが、中身は詳しく知らない
- 遺留分を犯すと大変なことになると聞いた
- 遺産相続で揉めそうだ ということ方は必見！

「遺留分」を正しく学ぶために、
「遺留分」の基本的なルールを見ていきましょう！

遺留分の基本的なルール その①

～遺言が無い場合、遺留分の話は出てこない～



遺留分の基本的なルール その②

～遺留分はお金で精算しないといけない～

2019年7月に民法が改正されました。

【改正前】 財産をそれぞれ配分すること

（土地は土地、預金は預金で遺留分の配分）



【改正後】 遺留分は原則お金で精算すること

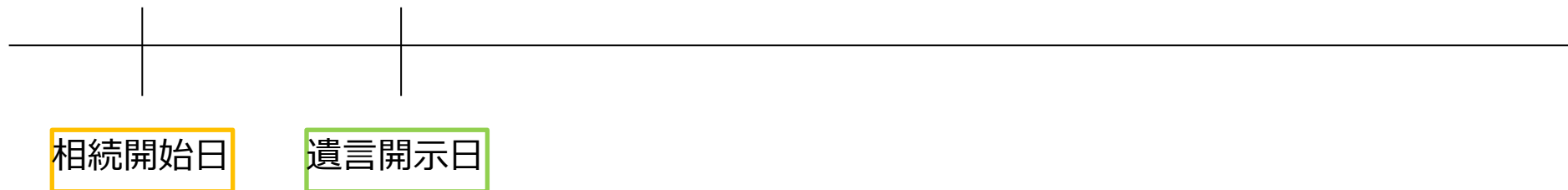
※例外・・・お金を用意できない場合、双方合意すれば
現物（不動産や株式）での精算もOK

遺留分の基本的なルール その③

～遺留分の申請期限は相続を知ってから1年以内～

【申請期限①】 遺留分の侵害を知った日から1年
(遺言の内容を知った日)

【申請期限②】 相続開始から10年



END